南魚沼市上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この要領は、南魚沼市上下水道料金徴収等業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定することについて、必要な事項を定めるものとする。

2　委託業務概要

（1）委託業務名

南魚沼市上下水道料金徴収等業務委託

（2）委託業務の区域

南魚沼市全域

（3）委託業務の執務場所

南魚沼市上下水道料金センター（南魚沼市四十日１７９０番地１）

（4）委託業務の範囲

委託業務の範囲は次に掲げるとおりとし、詳細は別途仕様書で定める。

① 窓口、受付業務
② 検針関連業務
③ 調定及び更正業務
④ 収納、滞納整理業務
⑤ 精算業務
⑥ 開閉栓業務
⑦ 給水停止業務
⑧ 電算処理業務
⑨ 事務引継
⑩ その他、①から⑨までに付帯する業務で、発注者が必要に応じて指示する業務

（5）契約期間

契約締結の日から令和１２年７月３１日まで

（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に基づく長期継続契約）

（5）委託期間

令和７年８月１日から令和１２年７月３１日まで

（6）準備期間

契約締結日から令和７年７月３１日までの期間は業務移行引継期間とし、これに必要な経費等は受託者の負担とする。

（7）本件委託業務に係る委託料の上限額

（令和７年８月１日から令和１２年７月３１日までの期間）

３５３，０００，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

3　契約保証金

免除する。

4　参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、本要領及び関係法令等に従い、本委託業務を執行できる十分な資力、能力及び信用を有する者であることとし、次のすべての要件を満たすものとする。

（1）令和６・７年度南魚沼市入札参加有資格者名簿（建設コンサルタント等業務）に登載されていること。なお、資格を有していない者は参加申込書提出期限までに入札参加資格審査の

申請を行うこと。

（２）地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による更生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

（５）市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの。

（６）個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

（７）南魚沼市暴力団排除条例（平成２４年南魚沼市条例第２号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（８）参加申込書提出日時点において、検針業務及び料金徴収・収納業務を、給水人口５万人以上の他事業体で３年以上受託した実績を有すること。

（９）参加申込者と常時雇用関係があり、本委託業務と同等の業務において業務責任者としての実務経験３年以上を有する者を業務責任者として配置できること。

(10) 共同企業体で参加する場合は、次の要件をすべて満たすこと。

① 本件委託を共同連帯して請け負うことを目的に結成する特定共同企業体であること。なお、特定共同企業体の結成方法は自主結成とする。

② 共同企業体の構成員は、２者とすること。

③ 共同企業体のすべての構成員が、（１）～（７）までの条件を満たしていること。

④ 共同企業体の代表者は、構成員のうち中心的な役割を担う者で遂行能力の大きい者とし、（１）～（９）の条件を満たしていること。

⑤ 共同企業体における、構成員の最小出資比率は、２０パーセントとすること。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

⑥ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

⑦ 共同企業体の構成員は、単独及び他の企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

⑧ 南魚沼市委託契約約款（平成２１年南魚沼市告示第８号）第２６条の規定は解散した企業体の構成員に適用があること及び業務委託契約の履行の完了以前における構成員の脱退については、発注者の承認を受けなければならないことについて了承すること。

５　実施日程

以下の日程により実施する。なお、提出期限における受付時間はいずれも午後４時とする。

No.	項　　目	実　施　日	備　　考
1	公募開始	令和７年１月２０日（月）	当市ウェブサイトに掲載
2	参加申込書提出期限	令和７年１月３１日（金）	持参または郵送による提出
3	参加資格審査結果通知	令和７年２月７日（金）	電子メールにより通知
4	業務提案書等の作成に必要な資料の交付	令和７年２月７日（金）	電子メールにより交付
5	質問の提出期限	令和７年２月１７日（月）	電子メールのみ受付
6	質問の回答期限	令和７年３月３日（月）	参加者に電子メールで回答
7	業務提案書等の提出期限	令和７年３月１４日（金）	持参又は郵送による提出
8	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和７年３月１４日（金）	電子メール、持参又は郵送による提出
9	プレゼンテーション及びヒアリング	令和７年４月上旬（予定）	
10	結果通知及び公表	令和７年４月下旬（予定）	電子メールにより通知、当市ウェブサイトに掲載
11	契約交渉・契約締結	令和７年５月上旬（予定）	

6　参加申し込み手続き等

参加申込みをされる事業者は、参加申込書（様式１）に必要な書類を添付して提出すること。

（１）参加申込書及び関係資料の配布

南魚沼市ウェブサイトからダウンロードするものとする。郵送、窓口による配布は行わない。

（２）参加資格審査に係る提出書類

①　会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、社歴、社員数等が確認できるもの（商業登記簿謄本等）。

②　財務状況関係書類

直近２か年の各会計年度における決算関係書類（賃借対照表及び損益計算書）

③　労働条件関係書類

労働関係法令に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの。

就業規則、労働基準法第 36 条の時間外及び休日労働に関する協定書

④　賠償保険加入状況関係書類（保険証書の写し等）

⑤　受託実績表（様式４）

⑥　⑤の受託実績を証する契約書等の写し。

⑦　国税及び市税の納税証明書（申込みの日から３か月以内に発行したもの）

国税：法人税並びに消費税及び地方消費税（様式その３の３）

市税：全ての税目（南魚沼市に納税義務を有する者に限る）

⑧　個人情報保護に関する公認認証取得の証明書（公認認証を取得していない場合は、社内で規定している個人情報保護方針・個人情報保護規程等）

⑨　共同企業体で参加する場合

(ア)共同企業体全ての構成員の①～⑧の書類

(イ)委託業務共同企業体協定書（任意様式）

ただし、以下の事項を記載すること。

1.目的

2.名称

3.事務所の所在地

4.成立及び解散の時期

5.構成員の住所、商号又は名称

6.代表者の名称及び権限

7.構成員の出資の割合、利益配当の割合及び欠損金負担の割合

8.委託業務途中における構成員の脱退に関す事項

9.その他必要な事項

(ウ)委任状及び使用印鑑届（任意様式）

（３）提出期限

令和７年１月３１日（金）午後４時まで

（４）提出場所

〒９４９－６６９６

新潟県南魚沼市六日町１８０番地１　　南魚沼市役所総務部　財政課契約検査班

（５）提出方法

持参（土日祝日及び庁舎閉庁時間を除く）又は郵送（提出期限内必着とする。）

（６）参加資格審査結果通知

参加申込事業者の参加資格を審査の上、「プロポーザル参加要請書（様式２）」又は「プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式３）」で通知する。

7　業務提案書等の作成に必要な資料の交付

参加資格審査の結果、プロポーザルへの参加を要請した事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料を電子メールにて交付する。

8　業務提案書等の提出

参加事業者は、以下により業務提案書等を提出すること。

（１）提出期限

令和７年３月１４日（金）午後４時まで

（２）提出場所

〒９４９－６６９６
新潟県南魚沼市六日町１８０番地１　　南魚沼市役所総務部　財政課契約検査班

（３）提出方法

持参（土日祝日及び庁舎閉庁時間を除く）又は郵送（提出期限内必着とする。）

（４）提出部数

①　業務提案書（様式５）　　１１部

②　提案見積書（様式６）　　１部

③　プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式９）　１部

９　業務提案書の内容

業務提案書の内容は、以下の項目を含めて記載すること。

（１）会社内容に関する事項

①　会社概要及び財務状況

②　受託実績

（２）業務体制及び業務執行計画

①　本業務実施のための組織図、業務上有益な資格保持者の状況等

②　地域貢献（地元雇用、地元経済）に対する考え方

（３）業務履行方法等

①　窓口、受付業務に対する考え方

②　検針関連業務に対する考え方

③　調定及び収納整理業務に対する考え方

④　滞納整理及び給水停止の執行・解除業務に対する考え方

⑤　開閉栓及び現地精算業務に対する考え方

⑥　苦情処理等に対する考え方

⑦　人材育成及び研修体制に対する考え方

（４）個人情報保護及び危機管理

①　個人情報保護に対する考え方

②　防災、災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方

（５）電算システム関連業務

①　電算システムの概要、性能、運用実績

②　データのバックアップ及び保守運用体制（ネットワーク含む。）

③　その他電算システム等の運用に対する提案

（６）その他の提案

①　コンプライアンスに対する考え方

②　ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進によるお客様サービスの向上、事務の効率化及びスマートメーター導入に向けた考え方

③　地球温暖化対策やＳＤＧｓに対する考え方

④　その他の業務提案

（７）その他留意事項

① 提案書は、日本語を使用し、Ａ４サイズ縦使用、横書き、両面記述、左側綴じにより作成すること。なお、添付資料にはＡ３サイズの使用も認めるが、Ａ４サイズに折り込み提案書に綴じ込むこと。

② 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとすること。

③ 業務提案書（様式５）を表紙として、目次及び項番号を付けること。

④ 提案見積書（様式６）には、積算内訳書（様式６　別添）を添付し、業務提案書とは別に封かんのうえ提出のこと。

10　質問の受付及び回答

本要領及び業務内容等について質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書（様式７）により質問内容を電子メールで提出し、必ず電話にて到達確認をすること。

（１）送付先

〒９４９－６７４６

新潟県南魚沼市畔地３１５番地　　南魚沼市役所上下水道部　水道課水道業務係

電話：０２５－７７４－３１４１

Ｅ-mail ：s - gyoumu@city.minamiuonuma.lg.ｊp

（２）提出期限

令和７年２月１７日（月）午後４時まで

（３）回答日

令和７年３月３日（月）

（４）回答方法

すべての参加事業者に対し、すべての質問に対する回答を、電子メールにより行う。

（５）その他

質問に対する回答内容は､本要領及び仕様書の追加または修正として取り扱うものとする。

11　プレゼンテーション等の実施

（１）日時及び場所は、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式８）により通知する。

（２）各参加事業者のプレゼンテーションは５０分以内とし、その後ヒアリングを２０分程度行う。

（３）プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン以外は参加事業者において準備すること。

（４）出席者は、業務提案書の内容を熟知している者５人以内とし、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式９）により報告すること。

12　プロポーザルの辞退

プロポーザルの参加を辞退しようとする事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式１０）により参加を辞退することができる。

13　プロポーザルの審査方法及び受託候補者の決定

（1）審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び受託候補者を選定するため、上下水道料金徴収等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査する。

（2）審査項目及び配点

審　査　項　目			配点
① 会社内容に関する事項		１．会社概要及び財務状況 ２．受託実績	10
業務委託に関する事項	② 業務体制及び業務執行計画	１．本業務実施のための組織図、業務上有益な資格保有者の状況等 ２．地域貢献（地元雇用、地元経済）	20
	③ 業務履行方法	１．窓口、受付業務に対する考え方	20
		２．検針関連業務に対する考え方	20
		３．調定及び収納整理業務に対する考え方	20
		４．滞納整理及び給水停止の執行・解除業務に対する考え方	20
		５．開閉栓及び現地精算業務に対する考え方	20
		６．苦情処理等に対する考え方	20
		７．人材育成及び研修体制に対する考え方	20
	④ 個人情報保護及び危機管理	１．個人情報保護に対する考え方 ２．防災、災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方	30
	⑤ 電算システム関連業務	１．電算システムの概要、性能、運用実績 ２．データのバックアップ及び保守運用体制 ３．その他電算システム等の運用に対する提案	40
	⑥ その他の提案	１．コンプライアンスに関する考え方 ２．ＤＸの推進によるお客様サービスの向上、事務の効率化及びスマートメーター導入に向けた考え方 ３．地球温暖化対策やＳＤＧｓに対する考え方 ４．その他の業務提案	20
提案見積に関する事項		提案見積金額及び積算内訳書	40
合　　計			300

（3）評価点の得点化方法

各審査項目については次に示す５段階評価により得点化を行う。

評　価	評価の内容	得点化方法
A	優れている	配点×１．０

B	やや優れている	配点×０．８
C	普通	配点×０．６
D	やや劣る	配点×０．４
E	劣る	配点×０．２
F	未記入により評価できない	配点×０．０

提案見積金額に関する項目については、次の計算式により得点化する。
価格点＝配点（４０点）×（最低提案見積金額÷当該事業者の提案見積金額）

（４）審査方法

審査委員会の各審査委員が、提出された提案書及びプレゼンテーションについて審査項目毎に評価し、その合計点を委員の人数で除した値（小数点以下第３位を四捨五入）を提案者の得点とする。

（５）受託候補者の選定

合計評価点の最も高かった者を受託候補者、次に高い者を次順位者として選定する。なお、合計評価点が満点の６割未満の場合は、受託候補者として選定しない。次順位者においても、同様の取扱いとする。

14　審査結果の通知

（１）受託候補者の選定結果は、南魚沼市公式ウェブサイトで公表するほか、提案者全員に電子メールで通知する。

（２）審査の結果、選定されなかった事業者は、結果通知到着後１５日以内に限り、その結果について書面により説明を求めることができる。ただし、非選定結果については、当該事業者の合計評価点、項目別評価点及び順位に限り書面にて回答することとし、他の事業者の審査結果についての回答はしないものとする。

15　契約手続き

仕様書及び業務提案書等の内容を基本に、発注者と契約受託候補者が協議の上、南魚沼市財務規則に基づき随意契約を締結する。なお、受託候補者の提案が仕様書と一部異なる場合は、本業務の目的達成のため必要な範囲において、受託候補者との協議により項目を加除、変更する場合がある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

16　その他留意事項等

（１）配布した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、提案書については、受託者を選定する目的以外には使用しない。なお、提出された提案書は返却しない。

（２）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

① 参加資格要件を満たさなくなった場合

② 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

③ 提出書類に虚偽の記載があった場合

④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑤ 業務委託契約締結前に新潟県又は南魚沼市から指名停止措置を受けた場合

⑥ 提案見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

⑦ 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

⑧ その他、本要領の内容に違反する場合

（３）提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

（４）書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に係る全ての費用は、参加事業者の負担とする。

（５）電子メール等の通信事故については、当市はいかなる責任も負わない。

（６）委託契約の条件等は、受託者と協議の上、別に定めるものとする。

（７）参加事業者が１者のみであった場合、又は提案書提出事業者が１者のみとなった場合においても、本プロポーザルでの選定は実施する。

（８）本契約は地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続規約であり、次の条件付き解除条項（予算の減額又は削除に伴う特約）を付した契約となる。

① 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、南魚沼市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、南魚沼市はこの契約を解除することができる。

② 相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

③ 前２項の契約の解除に伴い、解除の時から契約期間満了時までの契約金額に基づき、双方協議のうえ違約金を相手方に請求することができる。この場合、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

（９）契約に関する全ては、南魚沼市財務規則（平成１９年３月３０日規則第４号）及び南魚沼市委託契約約款（平成２１年１月３０日告示第８号）及び市の指示による。

(10) この要領は、令和７年１月２０日から施行し、受託者と当該契約を締結した時点で廃止する。

別紙

上下水道料金徴収等業務委託事業者選定審査委員会は、次に掲げる職員で組織する。

委員長	上下水道部長
副委員長	総務部長
委　員	水道課長
委　員	下水道課長
委　員	水道業務係長
委　員	下水道業務係長
委　員	水道業務係
委　員	水道業務係
委　員	下水道業務係
委　員	下水道業務係